

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 10 月 11 日

郡上市長 日置 敏明

記

【実質化された人・農地プラン】

1. 協議の場を設けた区域の範囲

初音 3 区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 9 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人 2 経営体

個人 0 経営体

集落営農（任意組織） 1 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農地中間管理事業について集落の理解を図りながら、理解を得られた農家、地権者から中間管理権の設定を図る。

6. 地域農業の将来性のあり方

- ・集落内担い手は、畜産農家として飼料用作物を作付けしながら農地維持を図り、今後も継続した作付けが期待される。
- ・集落営農組織は、組合員及び集落の理解と協力を得ながら農地維持保全を図る。
- ・新規参入法人は、農業経営により観光農園による交流人口拡大と収穫農産物を活用した 6 次産業化により農地拡大を目指す。